各有料老人ホーム管理者 殿

神奈川県保健福祉局福祉部高齢施設課長 (公印省略)

事故報告の徹底について(通知)

このことについて、川崎市内の有料老人ホームで起きた転落事故や高齢者虐待等を契機に、 施設運営法人に対して東京都が実施した検査において、過去5年間で東京都に対し未報告であった事故が680件あったことが判明しました。

また、本県でも、他の法人が運営する施設において、事故発生から数ヶ月経過後に事故報告書が提出された事例が発生しています。

つきましては、別添に御留意の上、各施設で事故が発生した場合は、速やかに県、関係市 区町村等あてに報告していただくとともに、事故発生の際には、原因を分析した上で適切な再 発防止策を講じ、その内容を事故報告書に記載いただきますよう、改めて通知いたします。

(参考)

有料老人における事故報告に関する県ホームページでのご案内

(http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533492/)

問い合わせ先

保健・居住施設グループ 元西、小倉 電話 045-210-1111 内線 4857、4858

有料老人ホームに関する事故報告関連規定

<神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針>

9 施設の管理・運営

(略)

(9) 事故への対応

(略)

エ 行政への報告

次の事故等が発生した場合には、県に直ちに報告すること。

- (ア) 職員の不適切な介護によるもののほか施設内で介護等のサービスにより発生した 事故(死亡又は医療機関での受診を要することとなった場合)
- (4) 食中毒及び感染症の発生
- (ウ) 法人及び職員等の法令違反並びに不祥事
- (エ) その他有料老人ホームの運営に関わる重大な事故

なお、報告後も事故が継続している場合には、適宜報告を行うこと。

介護付有料老人ホームにあっては、県が定めた「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領(標準例)」をふまえて各市町村において策定した事故報告に係る規程等に基づいて、関係市町村へ報告すること。なお、県あての報告書については、関係市町村への報告書をもって代えて差し支えない。

また、住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームにあっては、報告書は「介護保険事業者事故報告書様式」を用いることができる。

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領(標準例)<抜粋>

- 2 報告の範囲
 - ① サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生
 - 注1) 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。

また、在宅の通所・<u>入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内に</u>いる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

- 注2) ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。
- 注3) 事業者側の過失の有無は問わない (利用者の自己過失による事故であっても、注2に該当する場合は報告すること)。
- 注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。
- 注5) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。
- ② 食中毒及び感染症、結核の発生
 - 注) 食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告すること。
- ③ 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

報告の範囲は、利用者の処遇に影響があるもの(例:利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など)については報告すること。

介護付有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)に関する事故報告関連規定

< 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例>

(事故発生時の対応)

第40条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(進用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、<u>第34条から第41条まで</u>、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

<指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について(条例解釈通知)>

第3 介護サービス

I 訪問介護

(略)

3 運営に関する基準

(略)

(25) 事故発生時の対応

居宅条例第 40 条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、事故 発生時の速やかな対応を規定したものです。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指 定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用 者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じなければなら ないこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し なければならないこととしたものです。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償しなければならない事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならないこととしたものです。

なお、居宅条例第 42 条第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録は、5 年間保存しなければなりません。

このほか、以下の点に留意するものとします。

- ア 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいものとします。 (略)
- ウ 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐため の対策を講じなければなりません。

(略)

- X 特定施設入居者生活介護
 - 3 運営に関する基準

(略)

(14) 準用

居宅条例第 237 条の規定により、居宅条例第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 41 条まで、第 55 条、第 56 条、第 110 条、第 111 条及び第 159 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の 1 の 3 の (4) 、 (5) 、 (11) 、 (14) 及び(21) 、 (22) 、 (23) 、 (24) 、 (25) 、 (26) 、第 3 の 1 の 3 の (3) 及び(4) 、 第 3 の 1 の 3 の (6) 及び(7) 、第 3 の 1 の 3 の (8) を参照してください。